

# 食品安全委員会農薬第三専門調査会

## 第1回会合議事録

1. 日時 令和2年6月5日（金） 15:00～15:53

2. 場所 食品安全委員会委員会室（Web会議システムを利用）

### 3. 議事

- (1) 委員長挨拶
- (2) 専門委員等紹介
- (3) 専門調査会の運営等について
- (4) 座長の選出、座長代理の指名
- (5) その他

### 4. 出席者

(専門委員)

小澤専門委員、久野専門委員、栗形専門委員、古武専門委員、中島専門委員、  
平林専門委員、松本専門委員、山手専門委員、山本専門委員、渡邊専門委員

(専門参考人)

八田専門参考人、増村専門参考人、義澤専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、川西委員、吉田（緑）委員

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、近藤評価第一課長、入江評価調整官、  
永川課長補佐、横山課長補佐、福地専門官、藤井専門職、瀬島専門職、町野専門職、  
塩澤係長、宮崎係長

### 5. 配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規定

資料1-2 テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について

資料1-3 食品安全委員会における調査審議方法等について

資料1-4 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について

て

- 資料 1－5 農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について
- 資料 2 農薬第三専門調査会専門委員等名簿（令和 2 年 4 月現在）
- 資料 3 食品安全委員会での審議等の状況
- 参考資料 1 食品安全委員会専門調査会等運営規程等の一部改正について  
（第 777 回食品安全委員会資料（令和 2 年 3 月 24 日））
- 参考資料 2 農薬に関する専門調査会での審議状況一覧
- 参考資料 3 令和 2 年度食品安全委員会運営計画

## 6. 議事内容

### ○永川課長補佐

ただいまから、農薬第三専門調査会を開催させていただきます。

先生方には、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

事務局の課長補佐を務めます永川と申します。僭越ながら、座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

開催通知等で御連絡しましたように、本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止のため、「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について」に基づき、Web会議システムを利用して参加いただく形で行います。

なお、このような事情から、本日は傍聴者を入れずに開催することとし、議事録につきまして後日、ホームページに掲載することで公開に代えさせていただきます。

Web会議システムを利用した専門調査会の出席につきましては、まだ経験が浅いところがございますので、事務局に不慣れな部分も多く、議事進行に支障が生じる場合もあろうかと存じますが、何とぞ御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、内閣府において、5月1日よりクールビズを実施しておりますので、こちらも御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、このたび、4月1日付をもちまして専門委員の選任が行われましたが、本日は選任後の最初の会合に当たりますので、まず初めに、佐藤食品安全委員会委員長より御挨拶させていただきます。

### ○佐藤委員長

皆さん、こんにちは。食品安全委員会の佐藤です。

このたびは、専門委員への就任を御快諾くださりありがとうございます。食品安全委員会の委員長として御礼申し上げます。

既に安倍内閣総理大臣から、令和 2 年 4 月 1 日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思えます。専門委員の先生方が所属される専門調査会については、委員長が指名することになってございますので、先生方を農薬第三専門調査会に

所属する専門委員として指名させていただきました。

食品安全委員会がリスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことは非常に重要なことでもあります。専門委員の先生方におかれましては、レギュラトリーサイエンスをはじめ、それぞれの分野の最新の科学的知見に基づき、リスクアナリシスの考え方にのっとり、総合的な判断で調査審議をしていただきたいと思いますと思っております。

リスクアナリシスの考え方や枠組みについては、食品安全委員会が創設されて以来、啓発を図っているところです。去年は、私なりの理解でリスクアナリシスやレギュラトリーサイエンスの話をさせていただく機会が何回かありましたが、いずれこの調査会でもそのような機会をつくれればと願っております。

専門調査会の審議については原則公開となっております。この農薬第三専門調査会の審議は、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不利益、不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがあることから非公開で行うことが多くなると思われます。しかし、議事録は公開となっております。先生方のこれまでの研究から得た貴重な経験を生かした御発言、また、総合的な判断に至る議論を、議事録を通して間接に聞くことにより、オーディエンスの方々はリスク評価のプロセスや意義を御理解いただき、情報の共有に資するものと考えてございます。

食品安全委員会が創設されてから17年になりますが、これまで農薬に関する専門調査会では、延べ1,000件を超える、正確には1,082件だそうでございますが、食品健康影響評価を終了していただいております。

この農薬第三専門調査会は、個別の農薬について調査審議を行うために設置されております。調査審議をいただく農薬については、委員長の方から指定させていただくこととなっております。

農薬の評価におきましては、農産物に残留する農薬そのものだけではなく、農薬が農作物で代謝を受け代謝物を生成する場合や、家畜に飼料として給与された飼料作物中の残留農薬が家畜で代謝され畜産物に残留する場合など、様々な形態で人が摂取する可能性を考慮し、総合的に評価していただくとともに、暴露のシナリオとしても一生涯にわたって毎日摂取した場合に加え、24時間またはそれより短期間の摂取による影響についても検討していただけてきたところであります。

このように農薬に関する評価には、代謝、毒性に関する幅広い知見であることから、一般的な毒性学の先生方のみならず、生殖発生毒性、遺伝毒性、動物での代謝、植物での代謝など、幅広い分野から11名の専門委員と3名の専門参考人に御参画いただいております。先生方の知見が結集されることにより、適切な食品健康影響評価が可能になると考えております。

少し私の個人的な見方も交えて申し上げますが、リスク評価においては、評価している時点での科学の進歩に合わせた方法や考え方で評価することが重要と考えています。その

ためには、リスク評価者が最新の科学で評価していることを示すこと、あるいはそうであろうと努力することも必要であろうと思っております。科学の更新、アップデートが何であるのか、どうあるべきなのかは議論のあるところではありますが、常々考えていくことで、これからの評価全体の質の向上やアップデートへ広がっていくものであらうと考えております。

食品のリスク評価は、国の内外を問わず強い関心が寄せられております。専門委員の仕事は、食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的にかつ迅速に遂行すべく御尽力いただけますよう、重ねてお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○永川課長補佐

ありがとうございました。

次に、本日配付しております資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、議事次第のほか、

資料1-1として、食品安全委員会専門調査会等運営規定、

資料1-2として、テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席について、

資料1-3として、食品安全委員会における調査審議方法等について、

資料1-4として、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について、

資料1-5として、農薬の食品健康影響評価に関する事項の調査審議における留意点について、

資料2として、農薬第三専門調査会専門委員等名簿、

資料3として、食品安全委員会での審議等の状況、

参考資料1として、食品安全委員会専門調査会等運営規程等の一部改正について、

参考資料2として、農薬に関する専門調査会での審議状況一覧、

参考資料3として、令和2年度食品安全委員会運営計画、

こちらの資料及び参考資料につきましては、近日中にホームページに掲載されます。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。不足等ございましたら事務局までお申出をいただければと思います。

また、参照資料等については、事前にお送りしました資料を御覧ください。

なお、本日はWeb会議形式で行いますので、そちらの注意事項を3点お伝えします。

まず、発言者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフにさせていただくようお願いいたします。

2つ目は、発言する際の内容となりますけれども、御発言いただく際は、まず、こちら

の挙手機能を使って挙手をいただきまして、次に座長が先生のお名前をお呼びしましたらマイクをオンにいただき、そして、カメラも可能であれば、問題なさそうでしたら発言する者だけマイクオン、カメラオンで、冒頭にお名前を発言いただいた上で御発言を開始いただき、発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクオフ、カメラオフとする形で御対応いただければと存じます。

挙手機能がうまく反応しない場合などには、メッセージに「挙手」を入れていただいたり、お名前を入力していただいたり、もしくはカメラをオンにして大きく手を振っていただいたりとか、そういったところで御発言の意思を確認できましたら幸いです。

3つ目としまして、こちらは接続不良時の内容となりますけれども、会議中にその通信環境により音声途切れて聞きにくい状況となってしまいました場合には、画面表示を切ることで比較的安定した通信が可能となる場合がございますので、画面下のカメラのボタンを音声の状況に応じて、発言する際には基本オンにさせていただきたいのですが、そちらもオフにしてという形で御発言いただければと存じます。

接続不良等で議論内容が分からない状態が続くようでしたら、メッセージの方に接続不良の状況を打ち込んでいただき、切断等をされてしまった場合にはお手数なのですが、再度入室をお試しいただき、改善されない場合には事務局までお電話いただけますようお願いいたします。こちらがWeb会議における注意事項となります。よろしくようお願いいたします。

続きまして、議事2として「専門委員等紹介」でございます。

専門委員につきまして、私の方からお名前の五十音順に紹介させていただきます。お名前をお呼びしましたらマイクオンにいただき、御所属と御専門分野を含め一言だけいただきましたら幸いです。発言の終わられました方はマイクオフをお願いいたします。

では、御紹介させていただきます。

小澤正吾専門委員。

○小澤専門委員

岩手医科大学薬学部の小澤正吾です。よろしくお願いいたします。動物代謝が専門で審議に加わらせていただいております。

以上です。

○永川課長補佐

続きまして、久野壽也専門委員。

○久野専門委員

豊川市民病院病理診断科の久野壽也と申します。専門は一般毒性です。これで3期目ですけれども、頑張ります。よろしくお願いいたします。

以上です。

○永川課長補佐

続きまして、栗形麻樹子専門委員。

○栗形専門委員

国衛研の栗形です。一般毒、特に生殖毒性を中心に担当してまいります。どうぞよろしくお願いたします。

○永川課長補佐

続きまして、古武弥一郎専門委員。

○古武専門委員

広島大学薬学の古武と申します。今回が初めての参加なのですが、動物の代謝を担当していくことになると思います。よろしくお願いたします。

○永川課長補佐

続きまして、中島美紀専門委員。

○中島専門委員

金沢大学の中島です。よろしくお願いたします。所属はナノ生命科学研究所になっておりますが、薬学系を併任しております薬学を専門としております。担当は動物代謝です。よろしくお願いたします。

以上です。

○永川課長補佐

続きまして、平林容子専門委員。

○平林専門委員

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センターの平林でございます。担当は一般毒でございます。どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○永川課長補佐

続きまして、松本清司専門委員。

○松本専門委員

信州大学の松本です。一般毒性を担当させていただきます。よろしくお願いたします。

○永川課長補佐

続きまして、山手丈至専門委員。

山手先生、ちょっと音が入っていないようでして、もし問題が分からないようでしたら一度入り直していただいとこと。すみません。山手先生はまた後で再度御紹介させていただきます。

続きまして、山本雅子専門委員。

○山本専門委員

山本雅子でございます。今はもう退職しておりますが、麻布大学獣医学部解剖学第二研究室に所属しておりました。ここの委員会での担当は生殖発生毒性です。どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○永川課長補佐

続きまして、渡邊栄喜専門委員。

○渡邊専門委員

農研機構農業環境変動研究センターの渡邊でございます。担当は作物代謝と土壌残留と環境動態を主に担当いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

本日は、以上10名の専門委員に御出席いただいております。

山手先生につきましては、また追って一言いただければと思いますので、先に議事の方を進めさせていただきます。

では、専門委員の御紹介の次に、専門参考人の御紹介に移らせていただきます。

専門参考人といたしまして、八田稔久専門参考人。

○八田専門参考人

金沢医科大学の解剖学の八田です。生殖発生毒性を中心に担当させていただくことになると思います。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

続きまして、増村健一専門参考人。

○増村専門参考人

国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター変異遺伝部の増村です。担当は遺伝毒性です。今期から専門参考人ということで参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○永川課長補佐

続きまして、義澤克彦専門参考人。

○義澤専門参考人

こんにちは。武庫川女子大学食物栄養科学部の義澤克彦と申します。今年から専門参考人ということで参加させていただきます。毒性、発がん性を専門にしております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○永川課長補佐

以上3名の専門参考人に本日は御出席いただいております。

なお、若栗忍専門委員は、本日は御都合により御欠席との連絡をいただいておりますので、お名前のみ紹介させていただきます。

また、食品安全委員会からは、先ほど御挨拶いただきました佐藤委員長、農薬に関する専門調査会の主担当の吉田委員、副担当の川西委員が御出席です。

○川西委員

川西です。よろしく。

○永川課長補佐

事務局につきましては、本日、Web会議または委員会室の方から、小川事務局長。

○小川事務局長

小川です。よろしくお願いします。

○永川課長補佐

鋤柄次長。

○鋤柄事務局次長

鋤柄でございます。よろしくお願いいたします。

○永川課長補佐

近藤評価第一課長、入江評価調整官、このほかに評価第一課から事務局員が参加しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事3の専門調査会の運営等についてにつきまして、課長の近藤の方から御説明いたします。

○近藤評価第一課長

事務局の近藤でございます。

それでは、専門調査会の運営等に関しまして、資料に基づき御説明させていただきます。

まず、資料1-1と参考資料1をお手元に御準備ください。よろしいでしょうか。

資料1-1、食品安全委員会専門調査会等運営規程でございます。こちらは専門調査会の運営等について定めたものでございます。

この資料の第2条のところに、専門調査会の所掌事務については別表のとおり定めるというふうにされております。

資料を1枚おめくりいただきまして、別表がございまして、その中に農薬第一専門調査会から農薬第二から第五専門調査会についての所掌事務が定められているところでございます。

本調査会につきましては、先ほどの委員長からの御挨拶の中にもございましたけれども、農薬のうち委員長が指定するものの食品健康影響評価について調査審議することというふうに定められております。

これに関しまして、参考資料1を御覧いただければと思います。こちらは本年3月24日に開催されました食品安全委員会の資料でございますけれども、農薬の専門調査会につきまして本年4月1日付で運営規程が一部改正されまして、調査会の再編が行われております。

参考資料1の1.趣旨のところに記載されておりますけれども、農薬に関しましては企業からの申請に基づく多数の健康影響評価を実施してきていただいております。さらに、農薬取締法が改正されまして、農薬に係る再評価制度が導入されまして、これに関連して今後、農薬に関する健康影響評価の件数が大幅に増大することが見込まれるという状況でございます。

これらの状況を踏まえまして、さらなる迅速かつ効率的な調査審議を行うために調査会の体制整備ということで再編させていただきました。具体的には、農薬専門調査会を廃止いたしまして、農薬全般に関する事項や再評価に関する事項について調査審議を行う農薬第一専門調査会、それから、個別の品目について調査審議を行う第二から第五までの専門調査会を新たに設置するというような形とさせていただいたところでございます。

それでは、資料1-1にお戻りください。

第2条の3に、専門調査会に座長を置き、座長は互選により選任するというふうに定めております。

また、第2条の5ですけれども、座長に事故があるときには、座長があらかじめ指名する者、座長代理の委員にその職務を代理していただくこととなっております。

また、第4条でございますが、座長がその議長となるということなどが定められているところでございます。

続きまして、資料1-2をお手元に御準備ください。こちらは、テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会等への出席についてという、本年4月9日の食品安全委員会決定でございます。この感染症のまん延の防止ということで、本日はこれに基づきWeb会議システムによる会議を開催させていただいているところでございます。

続きまして、資料1-3を御覧ください。こちらは、食品安全委員会における調査審議方法等について定めたものでございます。

1 基本的な考え方のところに記載をしておりますけれども、食品安全基本法に基づきまして食品安全委員会が行う食品健康影響評価につきましては、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づき客観的また中立公正に行われなければならないと定められております。この中立公正な評価の確保という観点から、具体的には2 委員会等における調査審議等への参加についてに定めているところでございます。

(1) といまして、調査審議に御参加いただけない場合を規定しております。具体的には、この下の①から⑥に定められておりますけれども、調査審議の対象となる企業の申請品目の申請企業等から、過去3年間において新たに取得した金品等の金額が、裏面の下にあります別表に掲げる金額に該当するような場合ですとか、あるいは特定企業からの依頼により調査審議対象の品目の申請資料の作成に協力している場合などは御参加いただけない場合がございます。

2 ページ目を御覧いただきまして、(2) といまして、それを確認するために確認書を御提出いただくという規程がございます。この確認書は任命された日以降初めて開催される委員会の際に御提出いただくこととなっております。本日は選任後初の専門調査会となっておりますので、皆様から御提出いただきました確認書を資料1-4としてお示ししております。こちらにつきましては、後日、ホームページにも掲載させていただくこととしております。

また、(3) といまして、この提出いただいた確認書の状況が変わった際には、改

めてこの確認書を御提出いただくということになっておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、資料1－5をお手元に御準備ください。こちらは、農薬の食品健康影響評価を実施する際の調査審議における留意点を取りまとめた資料でございます。

先ほどの参考資料1で御説明いたしましたとおり、本年3月末に農薬専門調査会が廃止になりましたことに伴いまして、農薬専門調査会決定として定めておりました3つの運営に係る文書が廃止となっております。

1つ目は、農薬専門調査会の運営体制に関する事項。

2つ目は、農薬専門調査会の幹事会及び評価部会の運営等について。

3つ目は、農薬専門調査会の運営等についてでございます。

これらが廃止されたことに伴いまして、改めてこの資料1－5の留意点の文書を、本年5月20日に開催いたしました農薬第一専門調査会決定として定めておりますので、こちらを御紹介させていただきたいと思っております。

廃止となりました3つの文書から継承されている事項以外を中心に概要の御説明をいたしますと、まず、1ポツは、農薬第一専門調査会の審議について定めたものでございます。

(1) としまして、再評価の留意点に係る準備。

(2) としまして、再評価の実施。

(3) としまして、残留農薬に関する食品健康影響評価指針の改訂を実施するというふうにされております。

(4) に、検討依頼案件への対応とございますが、ここの部分は個別の剤を審議いたします農薬第二専門調査会から農薬第五専門調査会から検討を受けた農薬につきまして、農薬第一専門調査会で審議を行うというふうにされているものでございます。

これにつきましては、後ほどまた御説明をさせていただきます。

続きまして、2ページ目を御覧いただきまして。

○山手専門委員

もしもし、山手です。そちらの声は聞こえるのですけれども、私の声は全然駄目ですか。

○近藤評価第一課長

山手先生、今、先生の声が入りました。先生、恐縮ですが、今、先生の声がよく聞こえておりますので、一言御挨拶をいただければと思います。

○山手専門委員

分かりました。どうも途中ですみませんでした。

このトラブルは初めてなのですが、食品安全委員会は私はたしかもう十数年させていただいています。本当に国民の食品を守るという意味では大事な仕事だと思っておりますので、よろしく申し上げます。所属は大阪府立大学の獣医病理になります。専門は毒性病理ということですので、皆様、よろしく申し上げます。どうも時間を取らせてすみませんでした。よろしく申し上げます。

以上です。

○近藤評価第一課長

ありがとうございました。

それでは引き続き、資料1－5の説明を続けさせていただきたいと思います。

2 ページ目の2. 農薬第一専門調査会以外の審議についての部分でございます。

(1) 調査審議を行う専門調査会の指定でございますけれども、農薬に関する専門調査会の改編により改正された運営規程に基づきまして、食品安全委員会の委員長が農薬第二から第五の専門調査会が調査審議する専門調査会を指定するという内容でございます。

その下からは、効率的な諮問剤の指定に向けた事務局から専門調査会座長への了解について、旧農薬専門調査会での効率的な手法を継承する内容となっております。

(2) 審議内容」の「1) 評価の実施でございますけれども、ここの2パラ目に、先ほど少し申し上げました第一専門調査会への検討の依頼について定めております。各調査会で結論が得られない場合は、当該調査会の座長は農薬第一専門調査会に検討を依頼することができるとなっております。その場合には、特に検討を必要とする部分があれば、その部分について当該専門調査会における議論の経緯を取りまとめて、評価書にその旨を明示して、その部分について検討を依頼するというふうになっております。

また、第一専門調査会で得られた結論につきましては、食品の当該専門調査会で報告を受けると、そのような定めとなっているところでございます。

それから、その下の2) 重版剤の取扱いに係る留意点ですが、こちらは廃止となった文書からの継承でございますけれども、評価を効率的かつ効果的に行うために、追加された試験に係る部分、ARfDが未設定であればそのARfDに係る部分、ガイダンスが整備され新たに判断が必要な部分を中心に審議することとし、それ以外の食品健康影響評価に影響を及ぼさない修正等につきましては、審議当日は資料配布のみの対応として、議事録に残すこととしたものでございます。

そのほか、(3) 企業関係者等の参加、3. 農薬の食品健康影響評価に関する審議の基本的な考え方、4. 専門調査会の公開について、5. その他につきましては、基本的には廃止となった文書からの承継で、継承している部分でございます。

なお、3. 農薬の食品健康影響評価に関する審議の基本的な考え方の部分で、指針及び農薬第一専門調査会で決定した考え方を踏まえて評価することとさせていただいております。

以上、本専門調査会の運営等について御説明をさせていただきました。農薬の食品健康影響評価に係る調査審議が円滑に進みますよう、これらについて御留意いただきながら本専門調査会において御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○永川課長補佐

続きまして、議事4の座長の選出、座長代理の指名に入らせていただきたいと思います。

先ほど御説明いたしました食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第3項により、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任することとされています。どなたか御推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

山本先生の手が挙がっています。山本先生、カメラをオンにして御発言ください。

○山本専門委員

山本でございます。

ただいまの座長につきまして、私の意見を申し上げさせていただきます。私は専門委員4期目ですが、そのうちの2期の部会の座長を務めておられました松本専門委員がこの調査会でも座長として適任だと思われまますので、ここに御推薦させていただきます。

以上です。

○永川課長補佐

ほかにということで、山手先生、カメラオンで御発言をお願いいたします。

○山手専門委員

私も松本先生が座長の部会に参加してきました。私も松本先生が適任だと思いますので、御推薦させていただきます。

以上です。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

その他、渡邊先生も挙手いただいていると思います。カメラオンをお願いいたします。

○渡邊専門委員

農研機構の渡邊でございます。

先ほどは山本先生と山手先生からお話がありましてとおり、私自身も松本先生のところで1期やらせていただきました。松本先生がこの調査会の座長として適任だと思いますので、御推薦させていただきたいと思います。

以上です。

○永川課長補佐

ありがとうございます。

では、山本専門委員、山手専門委員、渡邊専門委員から、松本専門委員を座長にという御推薦がございましたが、その他いかがでしょうか。ほかに御推薦はないようでございます。こちらをもちまして、座長に松本専門委員が互選されました。

それでは、松本座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○松本座長

今、御推薦いただきました信州大学の松本でございます。これまでも座長をさせていただきましたが、いろいろ至らぬ点が多々あると思いますけれども、何とぞ先生方にはよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○永川課長補佐

ありがとうございました。

次に、食品安全委員会専門調査会等運営規程第2条第5項に、座長に事故があるときは当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとございますので、座長代理の指名をお願いしたく存じます。

これ以降の議事の進行は松本座長をお願いいたします。

○松本座長

それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありました座長代理の指名についてですが、私から、平林専門委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○平林専門委員

御指名でございますので、お受けいたします。

○松本座長

お引き受けくださりありがとうございます。

それでは、平林座長代理から一言御挨拶をお願いいたします。

○平林座長代理

前回の審議会でも座長代理を務めさせていただきました、至らぬ点が多々ございましたが、今回も微力ながら努めたいと思います。よろしく御協力のほどお願いいたします。

○松本座長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、その他の議事に移ります。

まず、食品安全委員会での審議等の状況についてです。事務局より説明をお願いします。

○永川課長補佐

資料3の食品安全委員会での審議等の状況でございます。こちらはリスク管理機関への通知でございますが、こちらは4月21日に1剤について通知を行っている状況でございます。

以上です。

○松本座長

以上、事務局から御説明がありましたが、何か御意見、御質問はございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、続いて事務局より説明をお願いいたします。

○近藤評価第一課長

事務局の近藤でございます。

本日は、今年度最初の専門調査会ということで、今年度の食品安全委員会運営計画につきまして簡単に御紹介させていただきます。参考資料3をお手元に御準備ください。

1ページ目に審議の経緯が記載されております。本年1月の企画等専門調査会で審議し、

その後、国民からの意見募集を行った後、本年3月31日の食品安全委員会で決定されております。

2ページ目を御覧ください。重点事項の点を上げさせていただいております。(2)の重点事項に①から④までございます。

①としまして、食品健康影響評価の着実な実施を上げております。本専門調査会に係る部分といたしまして、aとして、農薬の再評価制度に向けた取組の推進ということが書かれております。農薬の再評価制度が令和3年度から開始されることから、リスク管理機関と連携しつつ円滑に評価を進めることができるような準備作業を進めることとしております。

そのほか、器具・容器包装のポジティブリスト制度に係るリスク評価の実施、新たな評価手法の導入に向けた検討などを上げております。

②といたしまして、リスクコミュニケーションの戦略的な実施。

次のページに参りまして、③ 研究・調査事業の活用、④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化などを上げております。

次に、第2 委員会の運営全般として、(3)の食品健康影響評価に係る専門調査会の開催の部分をお覧ください。効率的な調査審議を実施するための取組等について記載をしております。

4ページ目に参りまして、第3 食品健康影響評価の実施を記載しております。

1としまして、リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施としまして、(1)、早期に食品健康影響評価が終了するよう計画的・効率的な調査審議を行うこと。

(2)といたしまして、企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価につきましては、標準処理期間内に評価結果を通知できるように計画的に実施をすること。

(3)としまして、いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について、計画的な調査審議を行うことなどが記載されております。

また、2の評価ガイドライン等の策定に関しましては、2パラ目に農薬につきましても再評価制度の開始を見据えた指針の改訂に向けて精力的に検討を進めることなどが記載されております。

以降、第4、第5などは、先の重点事項に関することなどを詳細に記載しておりますので、以降はお時間のあるときに御覧いただければと思います。

以上でございます。

○松本座長

今、事務局から御説明がありましたが、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。委員の先生方、よろしいでしょうか。

もしよろしければ、事務局、ほかに連絡事項等がありますか。

○近藤評価第一課長

特にございません。

○松本座長

それでは、特に追加等ございませんようですので、以上をもちまして、第1回農薬第三  
専門調査会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以上